

平成30年度第4回 事業評価監視委員会審議案件等一覧

■再評価案件

事業区分	事業名	事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)							備考	
				⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	重点の理由		
河川	1 荒川直轄河川改修事業 (荒川高規格堤防整備事業(西新小岩地区))	—	—	⑤	高規格堤防整備を実施する地区の追加により、現時点で評価する必要性が生じたため	重点							○	高規格堤防整備事業については、地区別に事業再評価を実施することになったため
	2 利根川・江戸川直轄河川改修事業 (江戸川高規格堤防整備事業(下妙典地区))	—	—	⑤	高規格堤防整備を実施する地区の追加により、現時点で評価する必要性が生じたため	重点							○	高規格堤防整備事業については、地区別に事業再評価を実施することになったため
道路	3 一般国道17号 新大宮上尾道路 (与野～上尾南)	H28	—	①		一括								
	4 一般国道20号 新山梨環状道路 (広瀬～桜井)	H28	—	①		一括								
港湾空港	5 川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業	H21	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○					耐震設計の見直し等により推定事業費が顕著に増加するため

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間の経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間の経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間の経過している事業
(経過措置で、審議件数を平準化するために3年目に実施)
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
- (f) その他の要因

審議件数(再評価): 5件

◆一括審議案件の選定

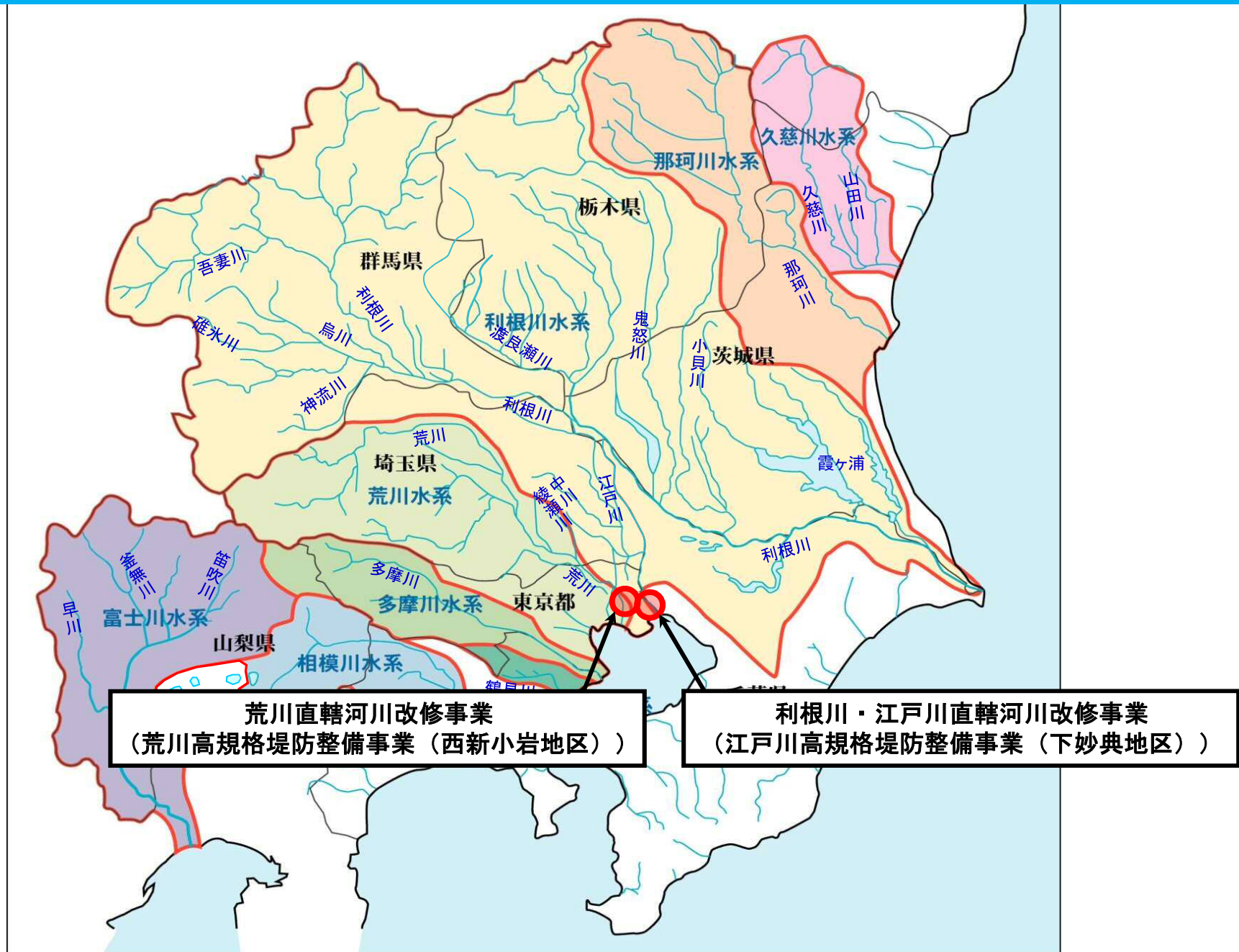
前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

■事後評価審議案件

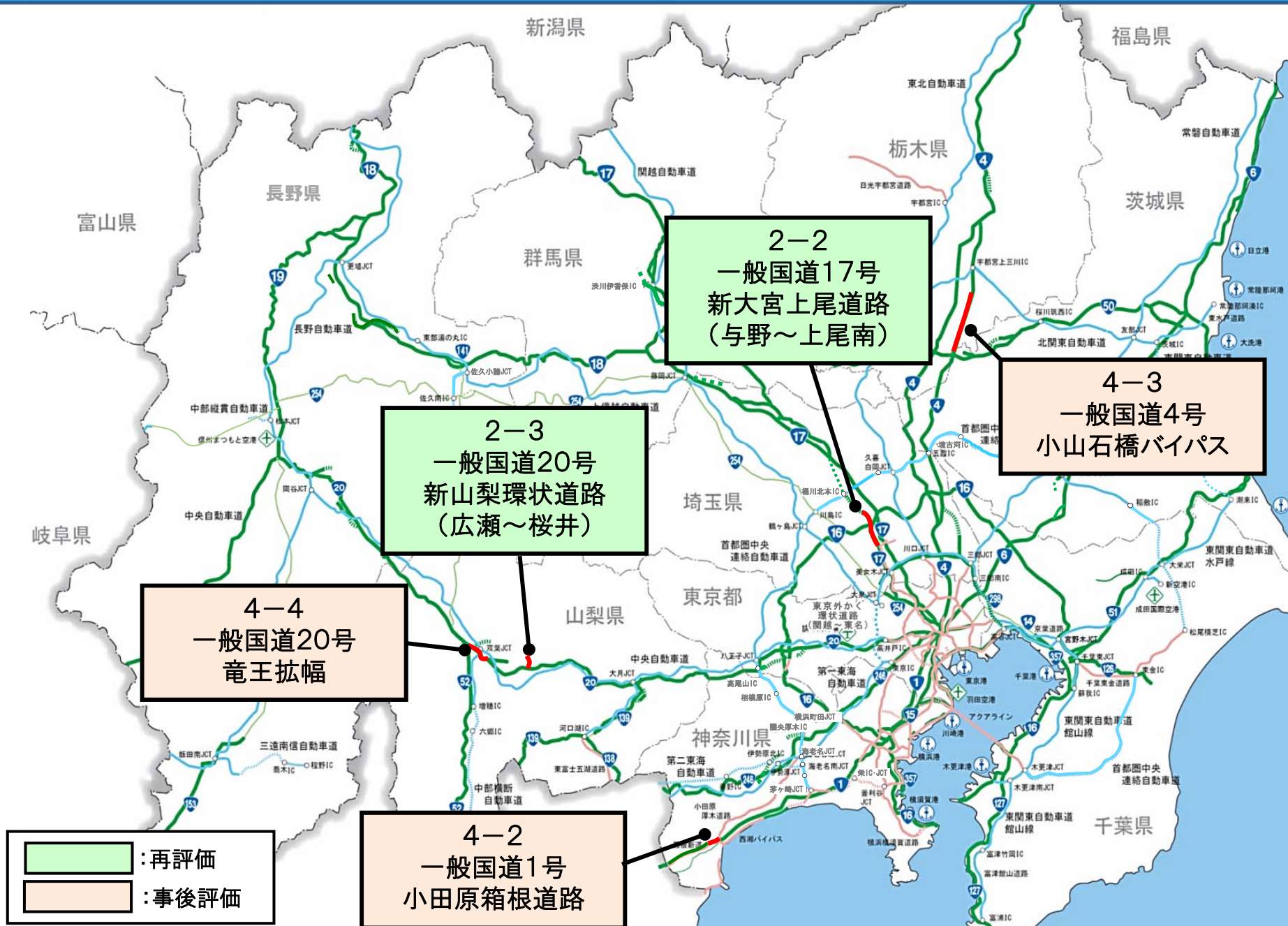
事業区分	事業名	完了年度	事後評価の理由	備考
道路	1 一般国道1号 小田原箱根道路	H26	事業完了後一定期間が経過したため	
	2 一般国道4号 小山石橋バイパス	H25	事業完了後一定期間が経過したため	
	3 一般国道20号 竜王拡幅	H26	事業完了後一定期間が経過したため	
港湾空港	4 東京港中央防波堤内側地区複合一貫輸送ターミナル整備事業	H25	事業完了後一定期間が経過したため	
営繕	5 前橋地方合同庁舎	H27	事業完了後一定期間が経過したため	

審議件数(事後評価): 5件

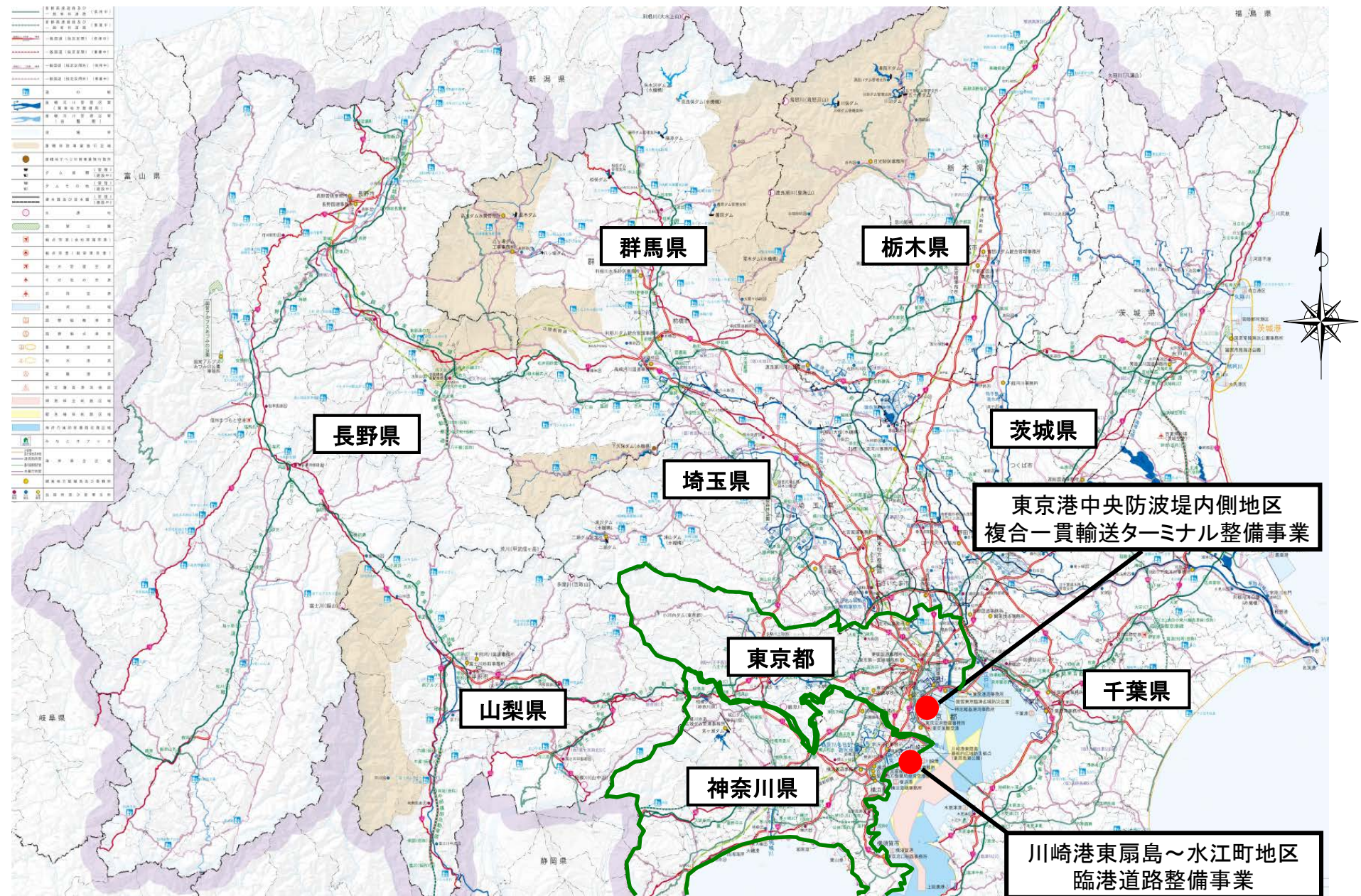
第4回事業評価監視委員会 河川事業位置図



道路事業位置図



第4回事業評価監視委員会 港湾事業位置図



第4回事業評価監視委員会 営繕事業位置図

